

亀山市告示第41号

亀山市り災証明書交付要綱を次のように定める。

平成28年3月7日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市り災証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項の規定に基づく罹災証明書(以下「り災証明書」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「災害」とは、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に規定する自然災害(火災を除く。)をいう。

(り災証明書の交付対象)

第3条 り災証明書は、次の各号のいずれかに該当する家屋に生じた被害に対して、市が災害と当該被害との因果関係を確認することができた場合に限り交付するものとする。

(1) 住家(市内に存するものに限る。)

(2) 前号に掲げる家屋以外のものであって、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第12号に掲げる家屋課税台帳に同法第381条第3項に規定する事項が登録された家屋又は同法第341条第13号に掲げる家屋補充課税台帳に同法第381条第4項に規定する事項が登録された家屋

(り災証明書の交付対象者)

第4条 り災証明書の交付対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 前条各号に掲げる家屋の所有者

(2) 前条第 1 号に掲げる家屋の居住者であって、あらかじめ前項
に掲げる所有者の承諾を得ている者

(り災証明書 of 交付申請等)

第 5 条 り災証明書の交付を受けようとする者 (以下「申請者」と
いう。) は、り災証明願 (様式第 1 号) を市長に提出しなければ
ならない。

2 前項の規定による届出は、り災した日の翌日から起算して 1 4
日以内に行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、こ
の限りではない。

(1) 大規模の災害によりり災物件が多数発生し、調査職員が直ち
に現場調査等による確認を行うことができない場合

(2) 期限を経過したことについて理由書の提出があり、かつ、市
長がやむを得ない理由があると認めた場合

3 前項第 1 号の場合にあつては、申請者は、り災した日の翌日か
ら起算して 1 4 日以内はり災届出書 (様式第 2 号) を市長に提出
するものとする。

(り災証明書の交付)

第 6 条 市長は、前条の規定によるり災証明願の提出があつたとき
は、その内容について確認し、り災証明願に記名及び押印をして、
これはり災証明書として申請者に交付する。

(り災証明書の効力)

第 7 条 前条の規定により交付するり災証明書は、民事上の権利義
務に関しては、効力を有しない。

(手数料)

第 8 条 り災証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に
定める。

附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

証明番号	
------	--

り災証明願			
亀山市長 様		月 日 日	
申請者	住所 氏名 電話番号 り災者との関係：（ ）	印	
り災者	住所 氏名 電話番号	印	
*申請者と同じ場合は記入不要です。			
下記のとおり、り災したことを証明願います。			
り災日時	年 月 日	午前 午後	時 分頃
り災場所	亀山市		
り災理由	*どのような災害で被害が生じたのかお書きください。		
り災届出内容	*被害の内容をお書きください。		
申請理由	*申請の理由をお書きください。	証明 書必 要数	通
備考	この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。		

*太線枠内についてお書き下さい。

り災証明書

願出のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 亀山市長 </div>

様式第2号（第5条関係）

受 理 日	年 月 日
整 理 番 号	

り 災 届 出 書	
申 請 者	住 所 氏 名 電 話 番 号 - - り災者との関係 : ()
り 災 者 氏 名	住 所 氏 名 電 話 番 号 - - * 申請者と同じ場合は記入不要です。
り 災 日 時	年 月 日 時 分 頃
り 災 場 所	亀山市
り災物件の種類	
り 災 原 因 及 び 届 出 内 容	
添 付 書 類	り災現場写真 災害と、り災内容の関係が確認できる書類 その他 ()
備 考	本書を複写し、被害家屋認定調査を行います。その後、り災証明願の提出をいただき、り災証明書を交付します。

* 太線枠内についてお書き下さい。

上記のとおり、り災の確認を行いました。

年 月 日

氏名

受 付 欄